

令和5年度税制改正

低未利用地の特例措置 譲渡価額上限800万円に

令和5年度税制改正大綱が昨年12月16日に閣議決定し、「低未利用地を譲渡した場合の100万円控除」の譲渡価額上限が800万円に引き上げられました。これは宅建政治連盟が全政連とともに「制度の利用数は1年で5,000件以上あっても譲渡価額上限が500万円では適用対象外となることが多く、上限を800万円へ引き上げることを求める」と訴え続けたことが実現につながりました。さらに「空き家等の発生を抑制するための3,000万円特別控除」も譲渡後、一定期間内に除却工事等を行った場合も特例対象になり、要件の拡充が実現しました。

低未利用地を譲渡した場合の譲渡所得の特例措置 (100万円控除)の拡充・延長

個人が保有する低額な土地等を譲渡(売却)した際、譲渡所得から最大100万円を控除することができる制度です。一定の要件の下、譲渡価額の上限が800万円(現行500万円)に引き上げられました。

1. 現行の措置を3年間(令和5年1月1日～令和7年12月31日)延長
2. 以下の土地は、譲渡価額の上限を800万円に引き上げ
 - ①市街化区域または非線引き都市計画区域のうち用途地域設定区域に所在する土地
 - ②所有者不明土地対策計画を策定した自治体の都市計画区域内に所在する土地
3. 利用用途がコインパーキングのときは適用できない

*上記の改正は令和5年1月1日以後の譲渡に適用

土地の所有権移転登記の登録免許税の軽減措置を延長

土地売買の所有権移転登記には、登録免許税が1.5%(本則2.0%)になる軽減措置があります。この措置が令和8年3月31日まで3年間延長されます。

土地売買の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減税率
所有権の移転登記 2% → 1.5%

宅建政連
NEWS



自民税調会長に要望。(左から) 瀬川会長、宮沢洋一税調会長、浅利広島政連会長、赤田幹事長(令和4年11月24日)



山本有宅政連会長(中央)に要望する瀬川会長(右)、赤田幹事長(左)(令和4年11月22日)



松島みどり自民党住宅土地・都市政策調査会長(右)に要望する瀬川会長(令和4年11月8日)

その他の実現項目等、詳細については当会報51号をご参照ください。

会員の経営環境の改善と地域の住環境の向上に取り組む

静岡県宅建政治連盟

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-18-16 Tel. 054-246-7175